

App Terms and Conditions

SmartVisca サブスクリプション約款

本 SmartVisca サブスクリプション約款（以下「本約款」といいます）は、お客様による本サービスの取得及び利用に適用されます。

お客様が、本約款の承諾を示す BOX をクリックすることによって本約款を承諾した場合、お客様は、本約款の条件に同意したことになります。お客様が、会社その他の法人組織を代表して本約款を承諾している場合には、お客様は、以下の条件に関して当該法人及びその関係会社を、本約款により拘束する権限を有することを表明したこととなります。その場合には、「お客様」という用語は、当該法人又はその関係会社を言うものとします。お客様がそのような権限を有しない場合、又は本約款に同意されない場合には、本約款を承諾してはならず、本サービスを利用することはできません。

お客様が当社の直接の競合者である場合には、本サービスにアクセスすることはできません。また、お客様は、サービスの可用性、性能、機能の測定、その他のベンチマークの目的、又は競合目的のために、本サービスにアクセスすることはできません。

当社は、お客様の承諾を得ることなく本約款を変更することがあるものとし、本約款の変更があった場合においては、変更後の約款の規定が適用されることをお客様は承諾するものとします。

本約款の最終更新日は、2019年2月1日です。本約款は、お客様が本約款を承諾した日付で、お客様と当社間において有効となります。

目次

1. 定義
2. SFDC との関係
3. 有料サービス
4. 本サービスの利用
5. お客様が実施する、本サービスのカスタマイゼーション
6. 財産権
7. 秘密保持
8. 保証及び免責
9. 責任の限定
10. 契約期間及び解約
11. 一般条項

1. 定義

「関係会社」とは、直接もしくは間接に対象となる法人を支配する法人、もしくは当該法人に支配される法人、又は当該法人と共通の支配下にある法人を意味します。この定義における「支配」とは、直接又は間接に、当該法人の議決権の50%を超える持分を所有又は管理していることを意味します。

「悪質なコード」とは、ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬及びその他の有害又は悪質なコード、ファイル、スクリプト、エージェント又はプログラムを意味します。

「有料サービス」とは、お客様又はお客様の関係会社が別途締結する、SmartVisca・サブスクリプション契約に基づき購入する有料のサービスを意味します。

「本サービス」とは、当社が <https://products.sunbridge.com/smartvisca/> 又はその他のユーザマニュアルの記述に従って指定されたウェブサイト経由で提供するオンラインのアプリケーション及びプラットフォームです。

「本注文書」とは、本サービスの購入を行うための注文書類（その添付書類を含みます）です。本注文書と本約款とが一体となって、お客様と当社との間の契約条件の全部又は一部を構成します。

「サブスクリプション」とは、お客様が当社から購入する、本ユーザが本サービスを一定の期間内において利用できる使用权を意味します。

「ユーザマニュアル」とは、本約款の承諾後に提供される「SmartVisca ユーザマニュアル」で、適時更新されるものを意味します。

「本ユーザ」とは、お客様が本サービスを利用することを承認した個人であり、その者のために本サービスのサブスクリプションが購入され、お客様（又はお客様の要請に従って当社）がユーザ ID 及びパスワードを付与した者を意味します。本ユーザには、お客様の従業員、コンサルタント、受託者及び代理人、又はお客様が取引を行う第三者が含まれますが、それらのみ限定されません。

「対価」とは、有料サービスの利用料金の総称を意味します。

「当社」とは、〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南 1-5-5 JR 恵比寿ビル 11 階に主たる事業所を有する日本企業、株式会社サンブリッジを意味します。

「SFDC」とは、〒100-7012 東京都千代田区丸の内 2-7-2 JP タワー12 階に主たる事業所を有する日本企業、株式会社セールスフォース・ドットコムを意味します。

「お客様」とは、本約款を承諾している会社又は法人組織、及びそれら会社又は法人組織の関係会社を意味します。

「顧客データ」とは、お客様が本サービスに保存するすべての電子的なデータ及び情報を意味します。

「含みデジタル化枚数」とは、10.1. 項で定める契約期間内に、お客様のSalesforce 組織にデジタル化できる名刺枚数を意味します。

2. SFDC との関係

本サービスは SFDC の salesforce OEM パートナー契約に基づき SFDC プラットフォームと結合して動作するアプリケーションです。本サービスと結合した SFDC プラットフォームの利用に関しては別途、添付 1. SFDC サービス契約に同意することが必要です。

3. 有料サービス

3.1. 有料サービスの利用契約

当社は、有料サービスを、本約款及び該当する本注文書に従って、利用期間中、お客様に提供するものとします。

3.2. サブスクリプション

該当する本注文書に別段の定めがない限り、

- (i) 本サービスは、サブスクリプションとして購入され、特定された数を超える本ユーザはアクセスすることができません。
- (ii) 追加のサブスクリプションは、利用期間中、既存のサブスクリプションと同一の価格で追加できるものとし、
- (iii) 追加のサブスクリプションは、既存のサブスクリプションと同日に終了するものとします。

サブスクリプションは、特定された本ユーザのためのものであり、2 名以上の本ユーザにより共有又は利用することはできませんが、従前の本ユーザが本サービスを継続的に利用する必要がなくなった場合に、その従前の本ユーザに代わる新規の本ユーザに割り当て直すことができます。

3.3. 本サービスの内容

- (i) 本サービスは、お客様により名刺をスキャナ及び専用アプリケーション経由で取り込みデジタル化することにより、Salesforce 上で名刺管理を

実現し、リードや取引先責任者へ名刺情報を取り込むことのできるサービスをいいます。但し、本ユーザでない者が、本ユーザであった期間中に本サービスを経由して取得した名刺情報データを Salesforce で利用することは本サービスの適用外とし、当社は、本ユーザでない者への一切の責任を負わないものとします。

- (ii) 当社は、当社の責任と負担により善良な管理者の注意をもって、本サービスを維持・運用するものとし、お客様に対し、本サービスの利用期間中、本約款に記載の目的および方法で使用する譲渡不能な非独占的使用権を許諾します。
- (iii) 当社は、当社の責任によりお客様の事前の承諾なくして運用業務の一部または全部を第三者に委託することが出来るものとします。

3.4. 対価と支払条件

- (i) 対価の額は、本注文書に定める額とし、その支払条件については、本項の定めに従うものとします。
- (ii) 当社は、本注文書に定める額が記載された請求書（PDF 版）を発行し、お客様が予め指定したメールアドレス宛に送付します。
- (iii) お客様は、対価を、請求書に指定された期日までに当社の指定する方法にて支払うものとします。
- (iv) 当社は、本約款に特に明示的に定める場合を除いては、理由の如何を問わず、すでに支払いを受けた対価の払い戻しは行わないものとします。
- (v) 本サービスのプランの変更、オプションの追加等については、お客様と当社との間で別途締結する個別の契約によって定めるものとします。

4. 本サービスの利用

4.1. お客様の責任

お客様は、以下の責任を負うものとします。

- (i) 本ユーザの本約款の遵守について責任を負うこと。
- (ii) 顧客データの合法性、及びお客様が顧客データを取得した方法について全責任を負うこと。
- (iii) 本サービスの不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行い、不正アクセス又は不正利用を発見したときには、速やかに当社に通知すること。

(iv) 本サービスをユーザマニュアル並びに適用ある法令及び政府規制に従ってのみ利用すること。

又、お客様は、以下のことを行わないものとします。

(a) 本サービスを本ユーザ以外の者に利用させること。

(b) 本サービスを販売、再販、賃貸又はリースすること。

(c) 本サービスを、権利侵害、名誉毀損その他の違法もしくは不法な内容、又は第三者のプライバシーの権利を侵害する内容を保存もしくは送信するために利用すること。

(d) 本サービスを、悪質なコードを保存もしくは送信するために利用すること。

(e) 本サービス又は本サービスに含まれる第三者のデータの完全性又は性能を妨害又は混乱させること。

(f) 本サービス又はそれに関連するシステムもしくはネットワークに対する不正アクセスを試みること。

4.2. 本サービスに含まれるサポート

(i) 当社は、当社のサポート窓口にて、月曜日から金曜日まで（国民の祝祭日、年末年始、当社の休日を除く）の 9:00～18:00（12:00～13:00 を除く）、本サービスにおいて当社が提供する本サービス全般についての利用方法に関する問合せ、およびプラン変更、解約等の手続きに関する連絡をお客様から電子メールにより受け付けるものとします。

(ii) 問合せについては、通常、当社の翌営業日までに電子メールで回答するものとします。

4.3. アカウントの管理責任

お客様は、Salesforce にアクセスするための ID およびパスワード等を環境設定、テストのために当社に付与しますが、当社はこれを、本サービスを提供するためのみに利用し、他の目的に利用しないものとします。

5. お客様が実施する、本サービスのカスタマイゼーション

お客様が本サービスと共に使用するために、お客様がアプリケーション、オブジェクト、その他オリジナルのレポート等を作成する場合、本サービスの提供に必要なオブジェクト項目が維持されるよう留意する必要があります。お客様が行ったカスタマイゼーションに起因し、お客様の Salesforce 組織に納品された顧客データが改変され又は消去されることについて、当社は責任を負わないもの

とします。

6. 財産権

6.1. 権利の留保

本約款に基づき明示的に許諾された限定的な権利を条件として、当社は本サービスに関する全ての権利及び利益（全ての関連する知的財産権を含みます）を留保します。当社は、本約款に明示的に規定される場合を除き、本約款に基づき、お客様にいかなる権利も許諾するものではありません。

6.2. 制限事項

お客様は、以下のことを行わないものとします。

- (i) 本約款で認められた場合を除き、第三者に本サービスへのアクセスを許すこと。
- (ii) 本サービスの派生物を作成すること。
- (iii) 本サービスの一部又はそのコンテンツを複製、ミラーもしくはフレームにより表示すること。但し、お客様自身の内部に限定して複製、ミラーもしくはフレームする場合は除きます。
- (iv) 本サービスのリバースエンジニアリングをすること。
- (v) 以下の目的のために本サービスにアクセスすること。
 - (a) 競合する製品もしくはサービスの開発。
 - (b) 本サービスの特徴、機能もしくはグラフィックスのコピー。

6.3. 顧客データの帰属

お客様と当社の間では、お客様のみが、全ての顧客データについてのあらゆる権利及び利益を所有しています。

6.4. 提案

当社は、お客様（本ユーザを含みます）が、本サービスの運用に関して提供するすべての提案、改善の要請、提言又はその他のフィードバックを利用し、又は本サービスに組み込むことができる、無償、譲渡可能、サブライセンス可、取消不能の永続的な権利を有するものとします。

7. 秘密保持

7.1. 秘密情報の定義

本約款において使用される場合、秘密情報とは、開示者が受領者に、口頭又は書

面で開示する全ての秘密の情報であって、秘密であると指定されたもの、又は情報の性質及び開示の状況から合理的に秘密であると理解されるものを意味します。開示者の秘密情報には開示者の顧客データも含まれるものとします。なお、各当事者の秘密情報には本約款の条件、並びに当該当事者が開示する、事業・マーケティング計画、テクノロジー・技術情報、製品の計画・設計、ビジネスプロセスが含まれるものとします。但し、秘密情報（顧客データを除きます）には、以下の情報は含まれないものとします。

- (i) 開示者に対する義務違反なく、公知であるか又は公知となった情報。
- (ii) 開示者に対する義務違反なく、開示者による情報開示前に受領者が知得していた情報。
- (iii) 開示者に対する義務違反なく、受領者が第三者から受領する情報。
- (iv) 受領者が独自に開発した情報。

7.2. 秘密情報の保護

開示者が書面で別段の許可をした場合を除き、

- (i) 受領者は、開示者の秘密情報を、善良な管理者の注意義務をもって、本約款の範囲外の目的のために開示又は利用されないようにするものとします。
- (ii) 受領者は、開示者の秘密情報へのアクセスを、本約款の主旨に合致した目的のためにアクセスする必要がある自己の従業員、受託者及び代理人に限定するものとし、それらの者に、本条に定めるものを下回らない保護について定める、受領者との秘密保持契約に同意させるものとします。
- (iii) 当社は、お客様が提供する名刺画像及びテキスト化した名刺データは、名刺デジタル化サービス以外の目的で利用しないものとします。

7.3. 顧客データの保護

上記に限定されず、当社は、個人情報の保護に関する法律、その他個人情報保護委員会が定めるガイドライン等の関連法令の定めを遵守し、顧客データの安全性、秘密性及び完全性を保護するために適切な管理上、物理的及び技術的な安全保護措置を維持するものとします。当社は、以下のことを行わないものとします。

- (a) 顧客データを改変すること。
- (b) 顧客データを開示すること。但し、7.4. 項（開示の強制）に従って法令により強制される場合、又はお客様から書面で明示的に許可された場合はこの

限りではありません。

- (c) 顧客データにアクセスすること。但し、本サービスを提供するため、又はサービスもしくは技術上の問題の防止もしくはその対応のため、又はカスタマサポート上の問題に関連してお客様に要請された場合は、この限りではありません。

7.4. 開示の強制

受領者は、法令により強制される場合には、開示者の秘密情報を開示することができます。

8. 保証及び免責

8.1. 保証

本サービスの提供時間は、24 時間 365 日とします。但し、以下の各号のいずれかに該当すると乙が判断した場合、乙は本サービスの一部又は全部の提供を必要な期間停止することができます。

- (i) 本サービスを提供するためのシステムの点検を必要とする場合（この場合、緊急時を除き、できるだけ当社はお客様に事前にその旨を連絡するよう努める。）
- (ii) 本サービスを提供するためのシステムに障害が発生した場合。
- (iii) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止した場合。
- (iv) 第三者の故意、過失による不具合に対策を講じる必要がある場合。
- (v) その他、電力の供給が止まる等本サービスの提供が不可能になった場合。
- (vi) salesforce.com のシステムメンテナンス等により本サービスの提供が不可能になった場合。

8.2. 免責

本サービスは「現状有姿」で提供され、本約款に明示的に規定されている場合を除き、何れの当事者も、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、いかなる種類の保証も行いません。各当事者は、特に、商品性、特定目的への適合性を含む全ての黙示の保証を、適用ある法令により許される最大限において否認します。

また、当社は、前項各号の事由に基づく本サービス提供の停止によって生じたお客様及び第三者の損害につき一切の責任を負わないものとします。

さらに、当社はお客様に対し、本サービスを介してリンクされるインターネット

上のいかなるサイト（ウイルスその他の有害な要素がないことも含む）についても保証するものではなく、またこれらのサイトにおけるコンテンツ・製品その他の内容についても一切責任を負うものではありません。

9. 責任の限定

9.1. 責任の限定

いかなる場合も、本約款に起因し又は本約款に関連する何れかの当事者の責任の総額は、契約責任、不法行為責任、又はその他の責任理論に基づくものかを問わず、本約款に基づきお客様が支払った合計金額を超えないものとし、1件の事故に関しては当該事故の前12ヶ月間に本約款に基づきお客様が支払った金額の何れか少ない方の金額を超えないものとします。

9.2. 結果的損害及び関連損害の免責

何れの当事者も、相手方に対して、いかなる逸失利益もしくは逸失収益、又は間接、特別、偶発的損害についても、原因の如何を問わず、契約、不法行為又はいかなる責任の理論に基づく場合でも、またその当事者が当該損害の可能性を告げられていた場合であっても、責任を負わないものとします。上記の免責は、適用ある法令によって禁じられている場合には、適用されないものとします。

10. 契約期間及び解約

10.1. 契約期間

本約款は、お客様が本約款を承諾した日に発効し、有料サービスに基づき購入するサブスクリプションが満了又は終了するまで存続します。また、SmartViscaをインストールすることによって利用できる機能は、3.項（有料サービス）の手続きにより利用契約が成立してから1年間有効とします。当該有効期間を経過したとき利用契約は終了し、以降、お客様が本サービスの利用を希望する場合には、3.項（有料サービス）の規定に基づき利用契約を締結するものとします。この際、従前の利用契約の有効期間中にデジタル化した枚数が含みデジタル化枚数の上限に達しない場合であっても、当社は、この残余部分に相当する対価の返金や以降の利用契約への繰り越し等には一切応じないものとします。但し、期間満了の2か月前までにお客様および当社のいずれからも別段の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもって、実施期間はさらに1年間自動的に継続延長されるものとし、以後もまた同様とします。

利用契約成立後、お客様が所定の注文書を当社に提出することでデジタル化できる含みデジタル化枚数の上限は、注文から1年間有効とします。但し、注文から1年以内にデジタル化した枚数が含みデジタル化枚数の上限に達した場合で、お客様が追加のデジタル化を希望するときは、所定の注文書を追加で乙に提出するものとします。

10.2. 解約手続き

- (i) 利用契約の解約を希望する場合は、解約を希望する日の2ヶ月前までに、所定の解約申込書をもって本ユーザが当社に通知することによって解約することができるものとします。
- (ii) 前項の定めにより解約が成立した場合において、当社は、一切対価の払い戻しに応じないものとします。
- (iii) 利用契約を解約した場合、解約後はデジタル化の処理、Salesforce 以外にあるスキャンして送信された名刺情報データの保管、およびサポートを終了するものとします。
- (iv) 利用契約を解約した場合、本ユーザはPC内の名刺スキャンソフトをアンインストールしなければならないものとします。
- (v) 解約後、当社はSmartViscaのアプリケーションに含まれる各データにアクセスできないよう設定を変更します。トライアルから有料サービスを契約しない場合と、利用契約が終了した場合も同様とします。

10.3. 解除事由

一方当事者は、以下の場合には、相手方への催告なしに、本約款を解除することができます。

- (i) 相手方に、本約款の重大な違反について30日の期限を定めた書面の通知を行い、当該違反が、当該期間の満了時においても是正されていない場合。
- (ii) 相手方が、破産又は支払停止、管財人による財産管理、清算、債権者への財産譲渡に関するその他の手続きについての申し立ての対象となった場合。
- (iii) 相手方が、11.1.項（反社会的勢力の排除）に定める表明保証事項に違反した場合。

10.3. 存続条項

3.4.項（対価と支払方法）、6.項（財産権）、7.項（秘密保持）、8.2.項（免責）、9.項（責任の限定）、10.2.項（解約手続き）及び11.項（一般条項）は、そ

の理由の如何を問わず、本約款の終了後も存続するものとします。

11. 一般条項

11.1. 反社会的勢力の排除

両当事者は以下の事実について表明し、保証します。

- (i) 自らが反社会的勢力でないこと。
- (ii) 自らが反社会的勢力でなかったこと。
- (iii) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (iv) 役員等が反社会的勢力でないこと、ならびに反社会的勢力と交際がないこと。
- (v) 自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、ならびに反社会的勢力と交際がないこと。

11.2. 輸出法の遵守

各当事者は、日本、米国及びその他の本サービスが提供又は利用されている国の輸出法令を遵守するものとします。

11.3. 通知

本約款に別段の定めがない限り、本約款に基づく全ての通知、許可及び承認は、書面（電子メールを含む）によるものとし、以下の時点で行われたものとみなされます。

- (i) お客様宛に交付されたとき。
- (ii) 発送の翌営業日。
- (iii) ファクシミリの着信日。
- (iv) 電子メールによる送信当日。但し、電子メールは、重大な違反又は補償を求める請求には十分でないものとします。当社への通知は、当社の指定する宛先に送付されるものとします。
- (v) お客様への通知は、お客様が指定する、該当する本サービスのシステム管理者宛に送付されるものとし、請求関連の通知の場合には、お客様が指定する該当する請求担当者宛に対しても送付されるものとします。

11.4. 可分性

本約款の何れかの規定が管轄権を有する裁判所により法令に反するものと判断された場合には、その規定は、裁判所によって修正され、法令により許される最大限まで、元の規定の目的を最もよく達成できるよう解釈されるものとし、本約

款のその他の規定は有効に存続するものとします。

11.5. 準拠法

本約款及び本約款に起因又は関連する紛争は、抵触法の原則に拘わらず、日本国法に準拠するものとします。

11.6. 裁判管轄

請求金額及び原告の選択に従って、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所の何れかが、本約款に起因又は関連する紛争を解決する、第一審の専属的裁判管轄権を有するものとします。

2019年2月1日制定

添付 1. SFDC サービス契約

「AppExchange」とは <http://www.salesforce.com/jp/appexchange> 又はその後継のウェブサイトに掲示されている、SFDC サービスと相互運用するアプリケーションのオンラインディレクトリをいいます。

1. 用語の定義

「本パートナー」とは、株式会社サンブリッジをいいます。

「本パートナーアプリケーション」とは、SmartVisca をいいます。

「本プラットフォーム」とは、SFDC が、本パートナーの本パートナーアプリケーションの本顧客への提供に関連して、本パートナーに提供するオンライン、ウェブベースのプラットフォームサービスをいいます。

「SFDC サービス」とは、<http://www.salesforce.com/jp> 又はその他の指定されたウェブサイト経由で公衆に一般に提供されるオンライン、ウェブベースのアプリケーション及びプラットフォームサービスをいい、関連するオフラインのコンポーネントを含みますが、AppExchange のアプリケーションは含まれません。

「サブスクリプション」とは、お客様が本パートナーから購入する、本ユーザが本サービスを一定の期間内において利用できる権利をいいます。

「SFDC」とは、株式会社セールスフォース・ドットコムをいいます。

「本ユーザ」とは、お客様が、当該本ユーザのために購入されている本パートナーアプリケーションのサブスクリプションの結果として、この SFDC サービス契約に定める諸条件に従って本サービスを利用することを承認したお客様の従業員、代表者、コンサルタント、受託者又は代理人であり、お客様（又はお客様の要請に従って SFDC 又は本パートナー）がユーザ ID 及びパスワードを付与した者をいいます。

「お客様」又は「本顧客」とは、本パートナーが求めるその他の条件と共に、この SFDC サービス契約に定める諸条件に従って、本パートナーアプリケーションを利用するサブスクリプションを購入する契約を締結したお客様の法人組織をいいます。「本顧客データ」とは、お客様が本サービスに保存する（かつ本サービスに常駐している限りにおいて）すべての電子的なデータ及び情報をいいます。

2. サービスの利用

- (a) 本パートナーアプリケーションの各サブスクリプションによって、本ユーザ 1 名に、本パートナーが求めるその他の条件と共に、この SFDC サービス契約に定める諸条件に従って、本パートナーアプリケーションを経由して本サービスを利用する権利が付与されるものとします。サブスクリプションは、2 名以上の本ユーザによって共有又は使用することはできません（但し、随時、お客様との雇用関係を終了し、又はその他の職位、職能の異動によって本サービスの使用を要しなくなった従前の本ユーザと交替する新規の本ユーザに改めて割り当てることができます）。明確化のために、お客様の本約款に基づき本プラットフォームを利用するサブスクリプションには、SFDC サービスを利用できるサブスクリプションは含まれないものとします。お客様が SFDC サービス又はその機能若しくはサービスの何れかを利用すること、又はお客様の本パートナーがお客様に提供した形態の本パートナーアプリケーションで参照できるものを超える追加のカスタムオブジェクトを作成若しくは利用することを望む場合には、当該サービスのために www.salesforce.com/jp を参照して、SFDC に直接ご連絡ください。本パートナーアプリケーションにアクセスすることによって、お客様が SFDC サービス全般にアクセスできる場合、又は本パートナーアプリケーションのユーザガイドに記載された機能を超える、本パートナーアプリケーション内の SFDC サービスの何れかにアクセスできる場合で、かつお客様が SFDC との別途の契約書に基づき当該アクセスの利用申込をしていない場合には、お客様は当該機能にアクセスせず、また利用しないことに同意するものとし、お客様による当該機能の利用、又はお客様の本パートナーがお客様に提供した形態の本パートナーアプリケーションで参照できるものを超える追加のカスタムオブジェクトを作成若しくは利用することは、本約款の重大な違反となるものとします。
- (b) お客様が本パートナーアプリケーション経由で本プラットフォーム又は SFDC サービスにアクセスできる場合と雖も、本パートナーは、本パートナーアプリケーションの唯一のプロバイダであり、お客様は本パートナーとのみ契約関係を有するものとします。本パートナーが事業を停止し、その他本パートナーアプリケーションの提供を停止し、若しくはその他提供ができない場合でも、SFDC は本パートナーアプリケーションを提供する義務、又はお客様に、お客様が本パートナーに支払った料金を返金する義務を負わないもの

とします。

(c) お客様は、

- (i) お客様のユーザアカウントの下で生じる全ての活動に責任を負い、
- (ii) 全ての本顧客データのコンテンツについて責任を負い、
- (iii) 本プラットフォーム又は SFDC サービスの不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行うものとし、当該不正利用を発見したときには、速やかに本パートナー若しくは SFDC に通知するものとし、
- (iv) 本プラットフォーム及び SFDC サービスを利用する場合に、全ての適用ある国内又は海外の法令を遵守するものとし、

(d) お客様は、本プラットフォーム及び SFDC サービスを、お客様の内部事業目的のためにのみ利用するものとし、以下のことを行わないものとし、

- (i) 本プラットフォーム又は SFDC サービスを、ライセンス、サブライセンス、販売、再販、賃貸、リース、移転、譲渡、頒布、タイムシェアリング若しくはその他商業上の利用、又は本ユーザ以外の第三者に対して、若しくはその他この SFDC サービス契約で規定された以外の方法で提供すること
- (ii) 適用ある法令に違反してスパム又はその他の反復メッセージ若しくは迷惑メールを送信すること
- (iii) 児童に対して有害なもの及び第三者のプライバシーの権利を侵害するものを含め、第三者の権利を侵害するもの、猥褻なもの、脅迫的なもの、第三者の名誉を毀損するもの、その他違法若しくは不法なものを送付し又は保存すること
- (iv) ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬、又はその他の有害若しくは悪意のあるコード、ファイル、スクリプト、エージェント若しくはプログラムを送信又は保存すること
- (v) 本プラットフォーム又は SFDC サービス又はそれらに含まれるデータの完全性又は性能を妨害し、又は混乱させること
- (vi) 本プラットフォーム又は SFDC サービス、又はそれらに関連するシステム若しくはネットワークに対する不正なアクセスを試みることを。

(e) お客様は、以下のことを行わないものとし、

- (i) 本プラットフォーム又は SFDC サービスを改変、複製し、又はそれらに基づく派生物を作成すること

- (ii) 本プラットフォーム又は SFDC サービスの一部を構成するコンテンツをフレーム又はミラーすること。但し、お客様自身のイントラネット上、又はその他お客様自身の内部事業目的の場合は除きます。
- (iii) 本プラットフォーム又は SFDC サービスをリバースエンジニアリングすること
- (iv) 以下の目的のために本プラットフォーム又は SFDC サービスにアクセスすること
 - (a) 競合する製品若しくはサービスの開発
 - (b) 本プラットフォーム又は SFDC サービスのアイデア、特徴、機能若しくはグラフィックスの複製。

2. サードパーティプロバイダ

本パートナー及びその他のサードパーティのプロバイダ（SFDC のウェブサイト内に掲載されている場合があり、AppExchange アプリケーションのプロバイダが含まれる）は、本プラットフォーム又は SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションに関する製品及びサービスを提供します。

当該製品及びサービスには、例えば、本プラットフォーム又は SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションとの間のデータ交換や本プラットフォーム又は SFDC サービスのアプリケーション・プログラミング・インターフェイスの利用を通じた、本プラットフォーム、SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションのユーザーインターフェイス内での追加的機能の提供などの、お客様の本プラットフォーム、SFDC サービス及び本パートナーアプリケーション（オフラインとオンラインを含む）の利用に関連する導入、カスタマイズ及びその他コンサルティングサービスが含まれます。SFDC は、そのような製品若しくはサービスにつき SFDC が「認証した」「承認した」若しくはその他の指定をしているか否かに拘わらず、当該サードパーティのプロバイダ又はそれらの製品若しくはサービス（本パートナーアプリケーション又は本パートナーのその他の製品若しくはサービスが含まれるがそれらに限定されない）について、保証しません。お客様とサードパーティプロバイダとの間のデータ交換又はその他の相互関係（本パートナーアプリケーションを含むがそれに限定されない）及びお客様による当該サードパーティプロバイダの提供する製品若しくはサービス（本パートナーアプリケーションを含むがそれに限定されない）の購入は、お客様と当該

お客様の本プラットフォーム及び SFDC サービスの利用は、以下の何れかの事由により、通知することによって直ちに解約又は中止できるものとします。

- (a) お客様又は何れかの本ユーザによるこの SFDC サービス契約の違反
- (b) 本パートナーが本プラットフォームを本パートナーアプリケーションの一部として提供している、本パートナーと SFDC との契約の解約又は満了
- (c) 本パートナーによる、SFDC がお客様に、SFDC サービス契約に関連して提供しているサブスクリプションに関する SFDC に対する義務の違反。お客様が、本パートナーアプリケーションと共に利用するためにのみプロビジョンされた組織以外の、SFDC サービスの組織（以下「共有組織」といいます）と組み合わせて、本パートナーアプリケーションを利用する場合、本パートナーが、お客様向けに本パートナーアプリケーションのプロビジョニングを行う責任を単独で負います。ここに「組織」とは、論理的に独立したデータベース（即ちパスワード制御されたアクセスによって分割されたデータベース）内に SFDC が保有する、分離された本顧客データ及び SFDC サービスのカスタマイゼーション一式をいいます。共有組織に関し、お客様は以下の事項を理解し、了承します。
 - (i) お客様による SFDC に対する未払い、又はお客様の SFDC との契約に対するその他の違反を理由に、当該組織（当該組織に関連し利用される本パートナーアプリケーションを含みます。）へのアクセスが停止されることがあります。
 - (ii) お客様による SFDC に対する未払い、又はその他のお客様による SFDC との契約の重大な違反により、お客様の SFDC との関係が終了した場合、お客様の本プラットフォームのサブスクリプションも解約されます。如何なる場合も、SFDC は、当該解約又は停止により、お客様に、返金その他補償の責任を負いません。

7. サブスクリプションの解約不能

本プラットフォーム及び SFDC サービスのサブスクリプションは、サブスクリプションの期間中は解約不能です。但し、お客様の本パートナーとの契約に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

8. データ容量

本プラットフォーム及び SFDC サービスには、サブスクリプション毎に無償で提供される一定の累計量の記憶容量が含まれています。具体的な情報についてはお客様の本パートナーにご連絡ください。本パートナーから追加の記憶容量をご購入頂くことができます。

9. 保証の否認

SFDC は、本プラットフォーム、SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションに関するものが含まれるが、それに限定されず、明示的であるか黙示的であるか、法令に基づくものか否かを問わず、如何なる保証も行いません。SFDC は、本パートナーアプリケーションの信頼性、適時性、品質、適合性、可用性、完全性に関する如何なる表明又は保証も行いません。SFDC は、以下の表明又は保証を行いません。

- A) 本パートナーアプリケーションが利用可能、安全、適時、中断せず、エラーがなく又は SFDC サービス若しくはその他のアプリケーション、ソフトウェア、システム若しくはデータとの組み合わせにおいて稼動すること
- B) 本パートナーアプリケーション、本プラットフォーム又は SFDC サービスがお客様の要件又は期待に合致していること
- C) 本パートナーアプリケーションを利用して保存されたデータが正確、信頼でき又は安全であること
- D) 本パートナーアプリケーション、本プラットフォーム又は SFDC サービスのエラー又は欠陥が修正されること
- E) 本パートナーアプリケーション又は本パートナーが本パートナーアプリケーションを利用させるために使用するシステムにウィルス又は有害なコンポーネントがないこと。本プラットフォーム及び SFDC サービスは厳密に「現状有姿」ベースで提供される。法令で許される最大限において、SFDC は、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、本パートナーアプリケーション及び本サービスに関して、全ての条件、表明及び保証を否認し、当該否認は、商品性、特定目的への適合性、第三者の権利の非侵害についてのものを含みますが、そのみに限定されません。

10. 免責

SFDC は、お客様又は本ユーザに対して、如何なる損害についても責任を負わないものとし、当該損害には直接、間接、特別、偶発的、懲罰的又は派生的損害、又は逸失利益に基づく損害が含まれるがそれらに限定されないものとし、当該免責は、原因の如何を問わず、契約、不法行為又は如何なる責任の理論に基づく場合でも、またお客様が当該損害の可能性を告げられていた場合でも適用されるものとし、

11. 追加の連絡

SFDC は、お客様に新規の SFDC サービスの機能及び提案に関して連絡することができます。

12. Google のプログラム及びサービス

Google のプログラム及びサービスと相互運用する本プラットフォーム又は SFDC サービスの機能は、該当する Google のアプリケーションプログラムインターフェイス（以下「API」という）及び SFDC サービス及び本プラットフォームと共に利用するための該当する

Google のアプリケーションが継続的に利用可能であることを前提としています。Google, Inc. が、当該 API 又はプログラムを、合理的な条件に基づき SFDC に提供することを中止する場合、SFDC は当該機能の提供を中止できるものとし、お客様又は本パートナーは、当該提供の中止により、如何なる返金、減額又はその他の補償を受ける権利も取得しないものとし、

13. 第三受益者

SFDC は、この SFDC サービス契約に関してのみ、お客様と本パートナーとの間の契約の第三受益者となるものとし、